

子ども福祉医療費の現物給付化について

- ・国は、平成 30 年 4 月から、未就学児までの医療費助成については、国民健康保険国庫負担金の減額（以下「ペナルティ」いう。）を行わない方針を示しました。
- ・県は、ペナルティ及び※附加給付停止分を 2 分の 1 補助する事で、中学 3 年生までのすべての子どもの医療費について、平成 30 年 8 月に県下一斉に※現物給付化とすることを、平成 29 年 4 月 13 日の知事会見で表明をしました。これを受けて、すでにいくつかの町村では対象を 18 歳以下までとするなど、方針を表明されているところもあります。
- ・飯田市としては、中学 3 年生までとするか、現在の償還払い方式による福祉医療費助成の対象である満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日までとするか、下伊那各町村と情報共有をする中で検討を行ってきました。その結果、現在の償還払い方式による福祉医療費助成の対象である、満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日までとするもののメリットが大きいと考えています。
- ・今後、医師会等とも調整の上、市議会第 4 回定例会にて制度改正に必要な条例改正案および補正予算案を提案する予定です。

※附加給付・・・1 レセプトの自己負担額のうち、限度額を超過した分を払い戻す制度で、保険者ごと異なる
※現物給付・・・受給者へ現金ではなく、医療の給付という「現物」を「給付」すること

1 制度の概要

- (1) 開始時期 平成 30 年 8 月診療分より
- (2) 対象者 子ども（県の意向は中学 3 年生まで）
- (3) 内容 対象者が、保険対象外など一部例外を除き、1 レセプト一定の受給者負担金を支払うことで、医療（入院・通院・調剤等）を受けられます
- (4) 方法 医療機関の窓口で、専用の受給者証を提示します

2 現状

現在飯田市は、満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日までの子どもを福祉医療の対象として、1 レセプト 500 円までの受給者負担金、償還払い方式で医療費を給付しています。

3 導入後

医療機関窓口で 1 レセプト一定額の受給者負担金を徴収、一定額を超えた分については、窓口負担が無く医療を受けられます。窓口負担が少なくなることにより、早期治療を受ける機会が増え、重症化予防の期待ができます。

(1) 中学 3 年生まで導入した場合（県下一斉レベル）

メリット

- ・ペナルティ、附加給付停止分について、すべて県の補助対象となります。
- ・医療費等が増加した場合も、中学生 3 年生までの分に抑えられます。

デメリット

- ・中学卒業までは現物給付方式、中学卒業後から満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日までは償還払い方式となるため、受給者に分かりにくく、医療機関も事務が煩雑となります。
- ・中学卒業時に、償還払い方式用の受給者証の送付が必要となります。

(2) 満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日まで導入した場合

メリット

- ・子ども福祉医療費の助成期間＝現物給付方式となるため、受給者にも分かりやすく、事務手続きが簡略化され医療機関にも理解されやすい。
- ・長野県の現物給付方式を行うと、償還払い方式で福祉医療費を給付するために委託していた医療機関等に支払う事務手数料の単価が下がり、事務経費の削減効果が大きくなります。

デメリット

- ・高校生世代のペナルティ、附加給付停止分は県補助対象とならないため、すべて持ち出しとなるほか、医療費の増加の影響など財政負担への影響が少なからずあります。（裏面あり）

4 予想される財政負担（飯田市の試算）

(1) 現物給付対象を中学生3年生まで（単位：千円）

	現状	⇒ 現状に現物給付導入 ⇒	波及増※
一般会計分	188,058	165,270 (△22,788)	180,097 (△ 7,961)
国保特会分	80,358	82,266 (+ 1,908)	89,670 (+ 9,312)
総計	268,416	247,536 (△20,880)	269,767 (+ 1,351)

(2) 現物給付対象を満18歳以降の最初の3月31日まで拡大

	現状	⇒ 現状に現物給付導入 ⇒	波及増※
一般会計分	222,947	198,810 (△24,137)	216,654 (△ 6,293)
国保特会分	90,092	93,179 (+ 3,087)	101,566 (+11,474)
総計	313,039	291,989 (△21,050)	318,220 (+ 5,181)

※波及増については、現物給付方式を導入したある自治体の医療費の伸び率の実績を元に推計している

5 他市及び下伊那の町村の動向

現物給付方式の対象

○満18歳以降の最初の3月31日まで

- ・佐久市、小諸市

下伊那：松川町、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、喬木村、豊丘村、大鹿村

- ・伊那市、駒ヶ根市（子どもの入院、障がい者、母子等の子）

下伊那：高森町、阿南町（障がい者、母子等の子）

○中学3年生まで

- ・長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、中野市、大田市、飯山市、茅野市、塩尻市、千曲市、東御市、安曇野市

下伊那：下條村、泰阜村

- ・伊那市、駒ヶ根市（子どもの外来）

下伊那：高森町、阿南町（乳幼児等）

受給者負担金

○500円

- ・全市

下伊那：高森町

○300円

下伊那：松川町、阿南町、平谷村、根羽村、下條村、豊丘村、喬木村、売木村、天龍村、泰阜村、大鹿村、阿智村（未定）

飯伊の子ども福祉医療費の状況（平成29年4月1日現在）

満18歳以降の最初の3月31日まで	飯田市、松川町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、喬木村、豊丘村、大鹿村
中学3年生まで	高森町、阿南町、泰阜村

・障がいのある子（平谷村は所得制限あり）、母子等の子（泰阜村以外は所得制限あり）は、満18歳の最初の3月31日まで

6 今後のスケジュール

12月 条例改正案・システム改修費補正予算案を市議会へ上程

1月～ システム改修、制度周知